

3. 国選弁護等関連業務



3-1 令和6年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状が発付された）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火などの重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。さらに、平成30年6月1日には、勾留状が発付された全ての被疑事件にまで対象事件が拡大された。

また、法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99.0%以上の事件で24時間以内に指名通知を行っている。

令和6年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.8%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件に関し、①国選弁護人になろうとする弁護士との契約締結、②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人に対する報酬及び費用の算定並びに支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された者（被疑者）や起訴された者（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

統計年報によれば、令和6年に国選弁護人が選任された割合は、勾留状が発付された被疑事件については86.8%^(注1)、被告事件については、地裁事件で85.6%、簡裁事件で91.7%^(注2)であった。

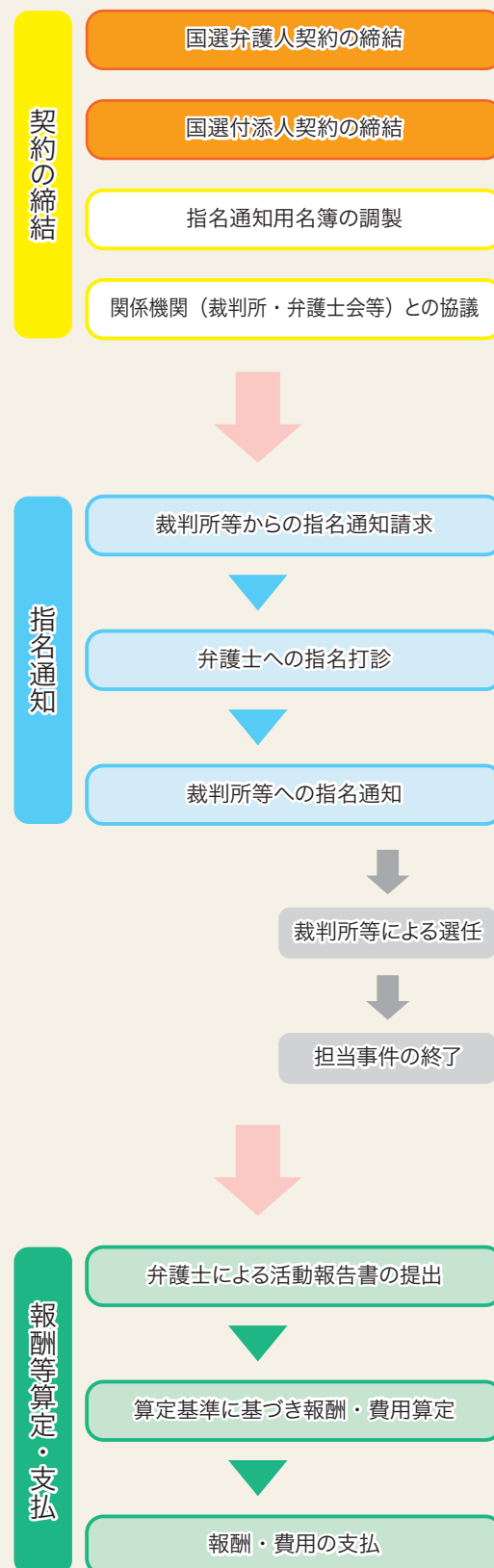
平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が選任されていたが、同年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件）に関して国選弁護人が選任されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件）の被疑者についても国選弁護人が選任されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発付されている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

平成30年6月1日以降の被疑者国選弁護事件の対象は、勾留状が発付された全ての事件に拡大されることとなり、暴行、住居侵入など従前の被疑者国選対象事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が選任されることになった。

（注1） 令和6年検察統計年報及び令和6年司法統計年報の数値を基に算出

（注2） 令和6年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人がついた被告人人数に対し、国選弁護人が選任された被告人数の割合

資料 3-1 国選弁護等関連業務の概要



資料 3-2 勾留状が発付された被疑事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被疑者>

	勾留状発付数 ①	選任数 ②	②／①
令和6年	91,358	79,291	86.8%

(注) ①は令和6年検察統計年報、②は令和6年司法統計年報を基に作成

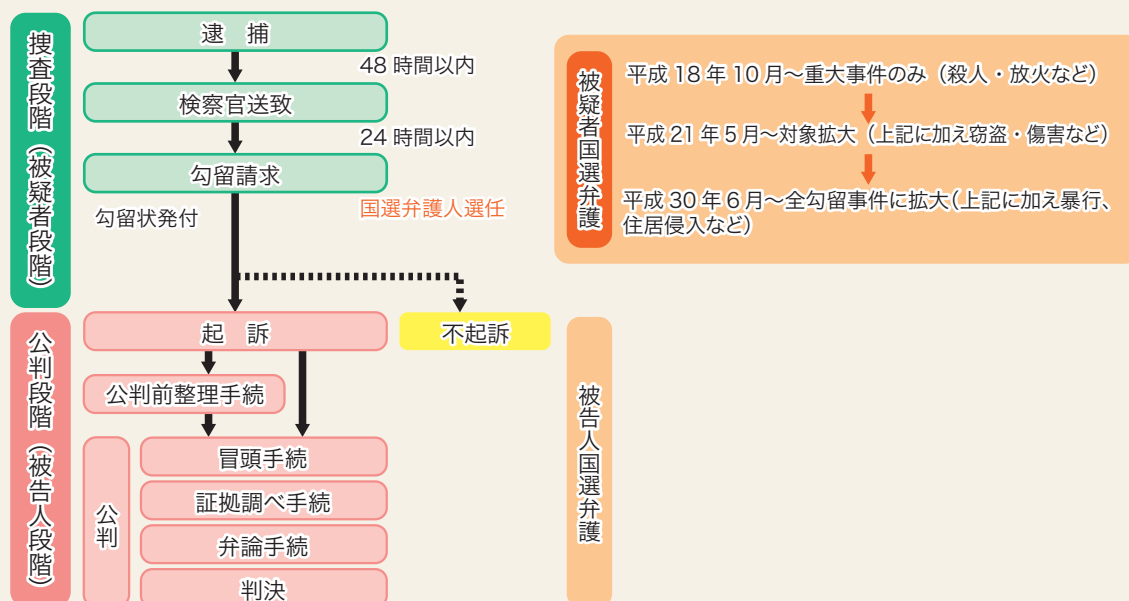
資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が選任された割合

<被告人>

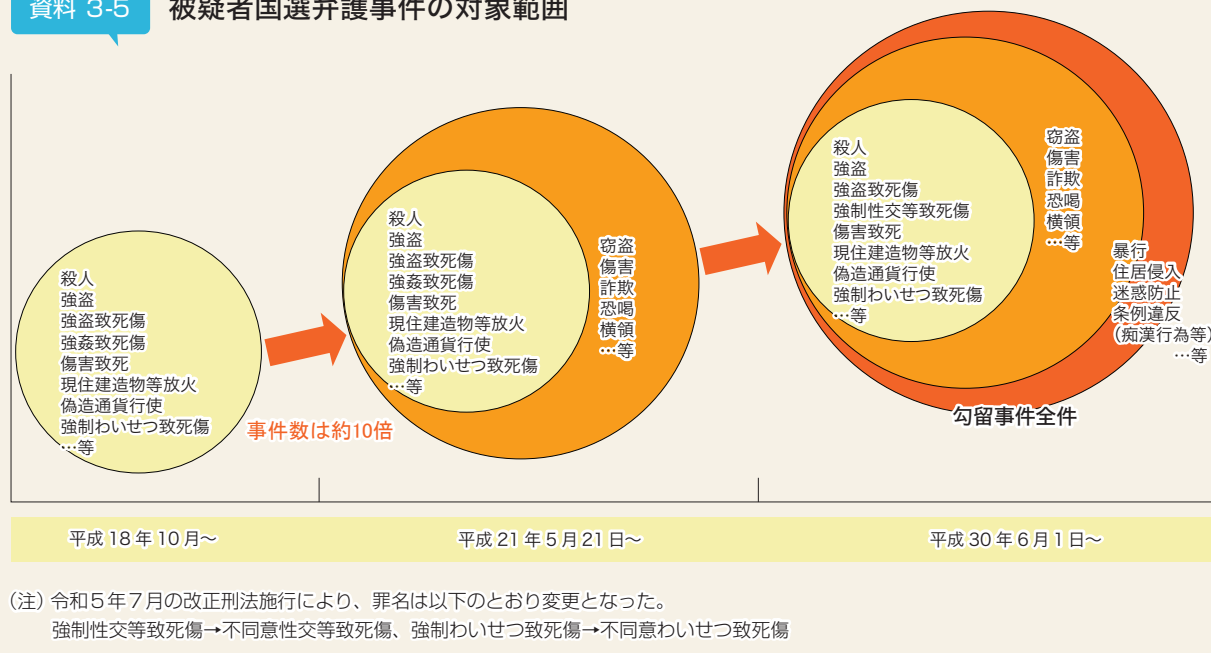
		終局総人員 ①	うち弁護人のついた被告人 ②		③／②
				うち国選 ③	
令和6年	地裁	47,558	47,220	40,410	85.6%
	簡裁	2,732	2,668	2,447	91.7%

(注) ①～③はいずれも令和6年司法統計年報を基に作成

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

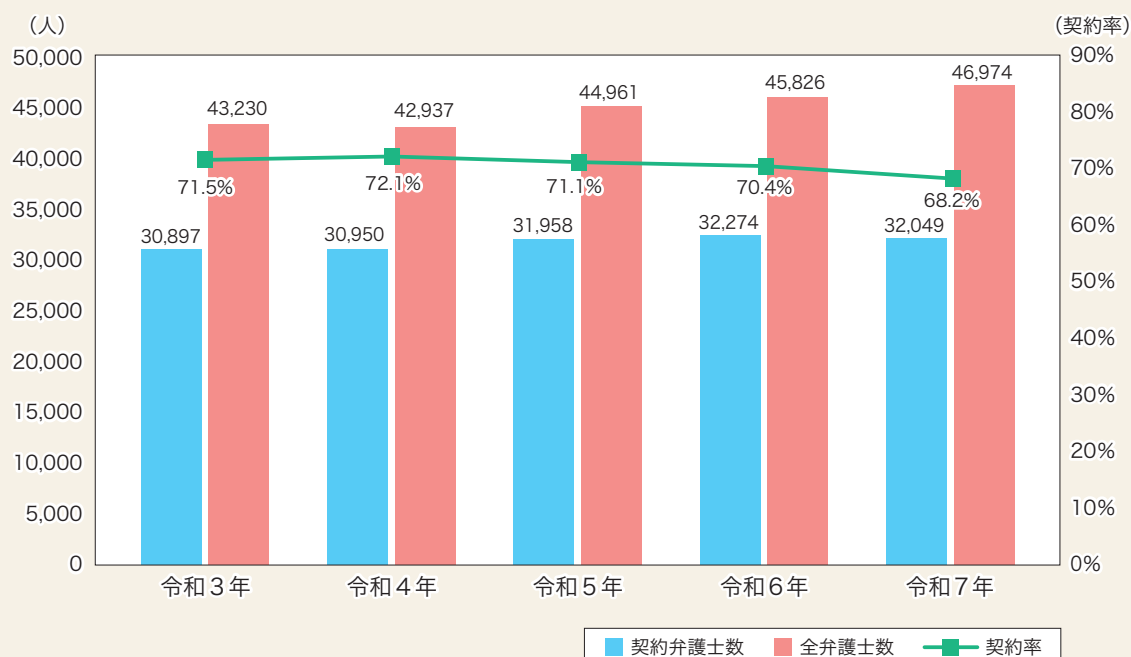
平成 18 年 10 月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬及び費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の 2 種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の 2 種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成 18 年 5 月 25 日法務大臣認可。その後複数回変更があり、令和 6 年 3 月 28 日法務大臣認可版が現在の最新版。以下「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の数は、各弁護士会の協力を得て増加し、令和 7 年 4 月 1 日時点で 32,049 名となっており、これは全国の弁護士数の約 68.2% に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

(注3) 令和7年4月1日時点の契約弁護士数が減少した理由は、司法修習の終了時期及び弁護士名簿への一斉登録時期が令和7年3月下旬となったことの影響で、同日までに法テラスとの契約にまで至らなかった者が多数いたためと考えられる。

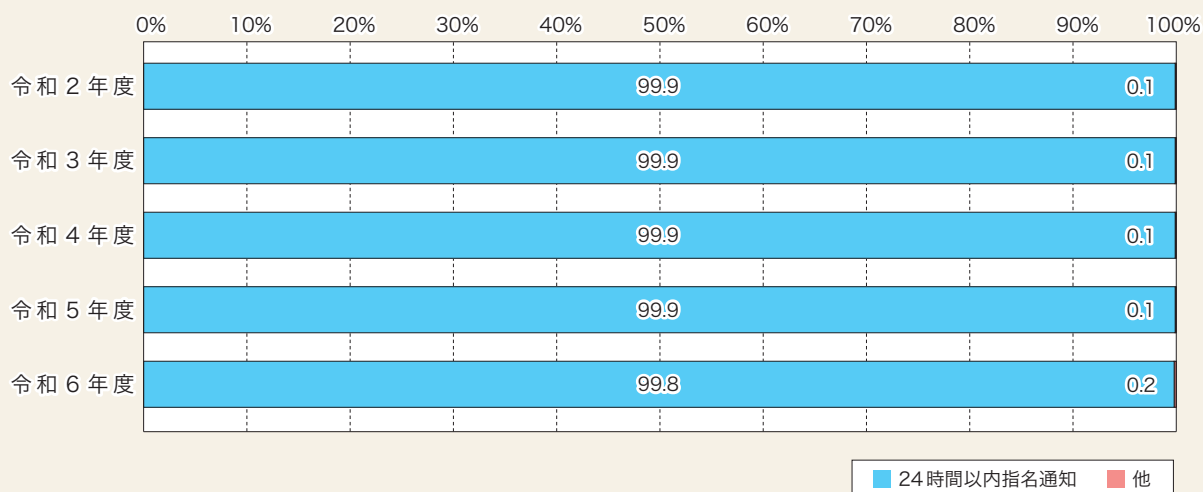
(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じ、被疑者国選弁護事件用名簿、被告人国選弁護事件用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは、具体的に、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選弁護事件については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用である。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所等から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、令和6年度においても、99.8%と極めて高い割合となっている。

資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名通知をした割合

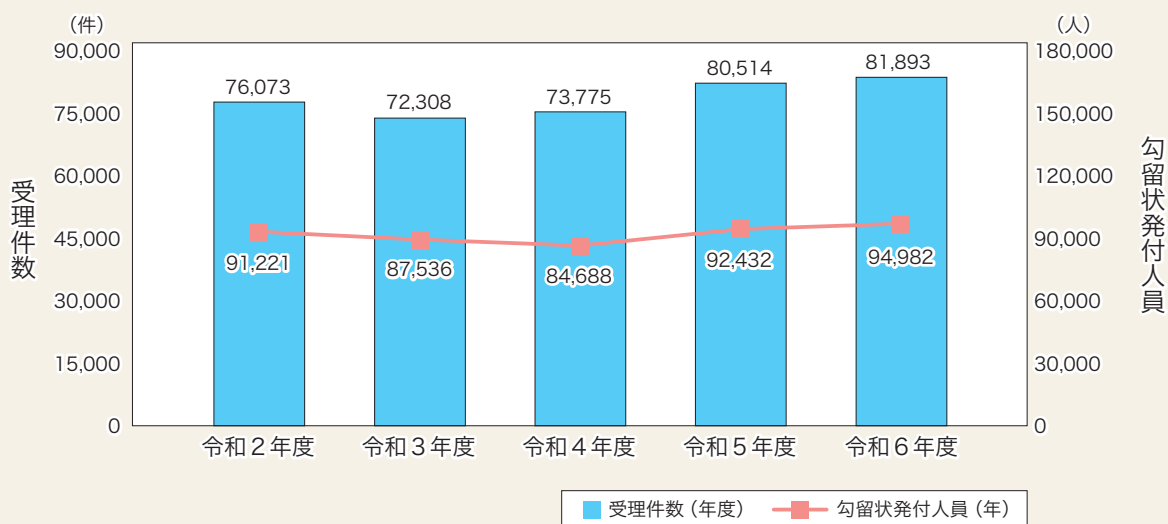


一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの受理件数は、被疑者国選弁護事件は 81,893 件、被告人国選弁護事件は 50,664 件（合計 132,557 件）であった。1 か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護事件は約 6,824 件、被告人国選弁護事件は約 4,222 件（合計約 11,046 件）であり、前年度における 1 か月当たりの平均件数から被疑者国選弁護事件は約 114 件、被告人国選弁護事件は約 275 件増加した。

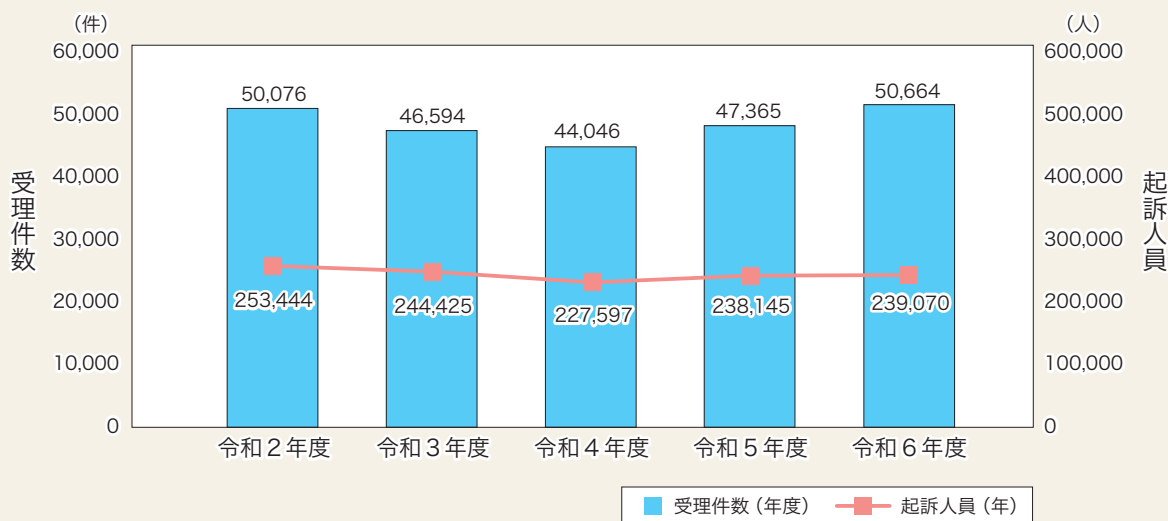
被疑者国選弁護事件については令和元年を境に緩やかな減少傾向が続いていたが、令和 4 年度に増加に転じ、令和 6 年度も前年度より約 1.7% の増加となった。被告人国選弁護事件については、平成 21 年度以降緩やかな減少傾向が続いていたが、令和 5 年度に増加に転じ、令和 6 年度は前年度より約 7.0% 増加した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は、各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は、各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬及び費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬及び費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護事件については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準接見回数と定め、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準接見回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、基準接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護事件の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	基準接見回数に満たない接見回数の場合 20,000円×接見回数	
	基準接見回数以上の接見をした場合 20,000円×（基準接見回数－1）＋26,400円	
多数回接見加算報酬	基準1回超	＋10,000円
	基準2回超	＋16,000円
	基準3回超から9回超まで	上記16,000円に加え3回目以降1回につき＋4,000円
	基準10回超以上	基準9回超までの多数回接見加算の合計額44,000円に加え、基準10回超以降1回につき＋3,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護事件については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や公判前整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをし、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に対して法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、

一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護事件についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護人2名以上	弁護人1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1 裁判員4) 170,000円 (裁判官3 裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

例：地裁単独	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスは、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対してその金額及び内訳を通知する。

報酬及び費用の金額並びに内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスは、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあった場合は再算定を経たときに、不服申立てがない場合は不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。報酬及び費用の算定に対する令和6年4月から令和7年3月までの不服申立件数は、合計240件、1か月当たり約20件であり、前年度における1か月当たり平均件数約22件とほぼ同水準であった。

(6) 国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣との協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約の下では、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立て等が国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ①平成19年4月1日の改正では、示談に関し、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ②平成19年11月1日の改正では、否認事件等に関し、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出席した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。
- ⑥平成30年4月1日の改正では、勾留期間延長決定に対する準抗告の申立てにより、原決定の取消し、勾留延長請求の却下及び被疑者の釈放があった場合も、新たに支給対象になり、また、上訴国選弁護人が上訴取下げにより国選弁護人の選任の効力が失われたことを知るまでの間に行った活動費用（交通費等）なども支給対象となった。
- ⑦令和6年4月1日の改正では、合計16に及ぶ項目（国選弁護人契約約款だけでなく、後記3-3の国選付添人契約約款に関するものも含む。）が変更された。例えば、両契約約款に関し、示談等加算報酬について、成果をあげた被害者数に応じて加算をした金額を支給する方式に変更されたほか、上訴審・抗告審の基礎報酬について、事件類型に応じて加算する方式に変更された。また、国選弁護人契約約款に関し、認定落ちにより特別成果加算報酬が支給される類型として、法定刑が死刑又は無期拘禁刑のみの罪からそれ以外の罪への認定落ちの場合が追加され、国選付添人契約約款に関し、一部非行事実なしを理由に当該事実につき不処分決定があったときも特別成果加算報酬の支給対象となった。

(注) 上記①～⑦の日付は、いずれも施行日

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

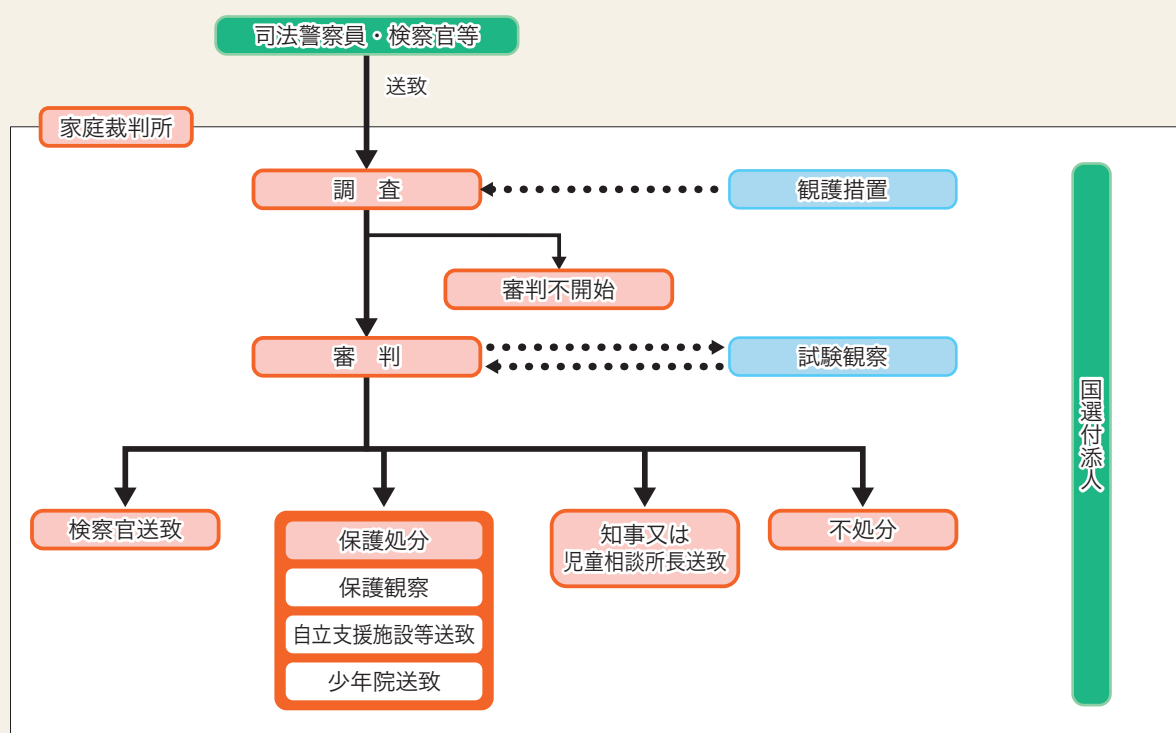
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、①国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、②国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、③国選付添人に対する報酬及び費用の算定や支払等の業務を行っている（資料3-1）。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるとされていた。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

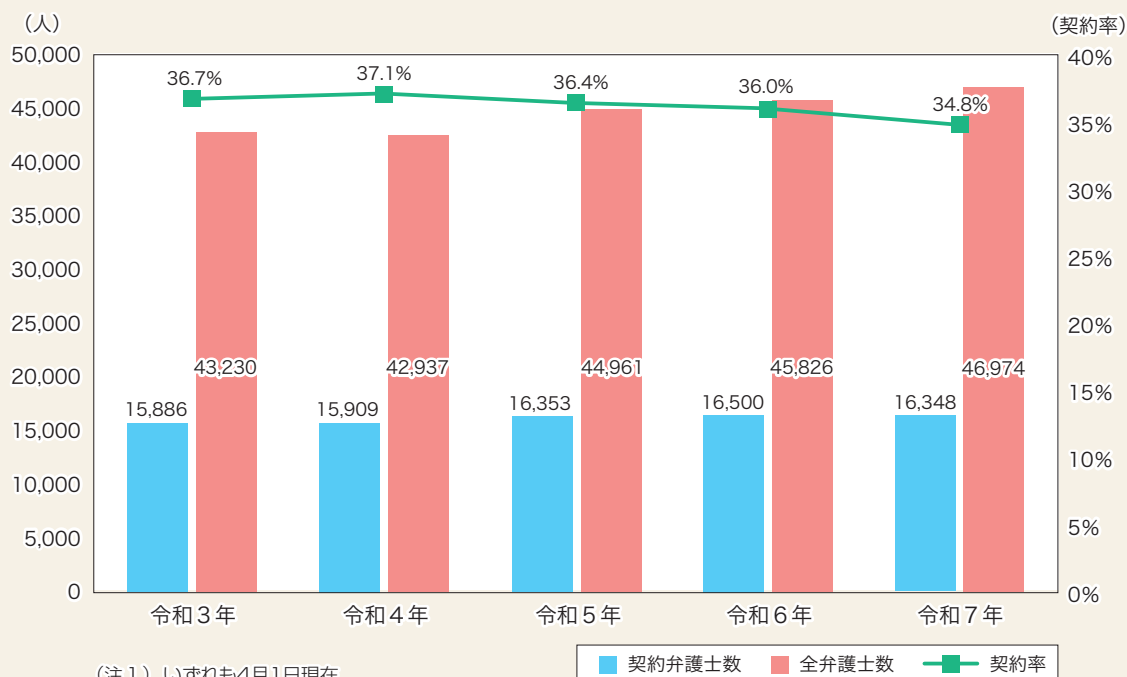
さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が更に拡大することとなった。

資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力により、令和7年4月1日時点で16,348名に増加した。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移



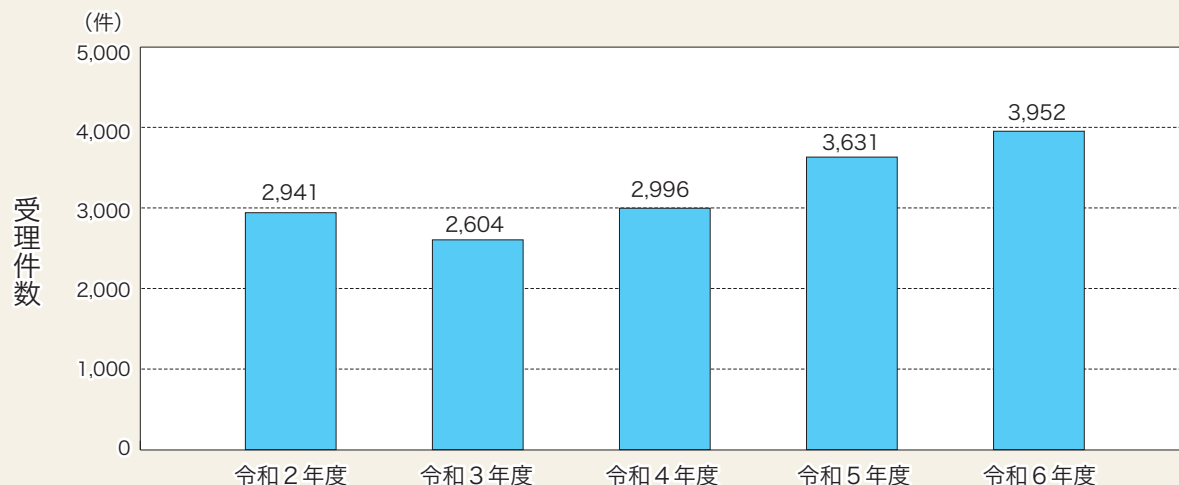
(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

(注3) 令和7年4月1日時点の契約弁護士数が減少した理由は、司法修習の終了時期及び弁護士名簿への一斉登録時期が令和7年3月下旬となったことの影響で、同日までに法テラスとの契約にまで至らなかった者が多数いたためと考えられる。

令和6年4月から令和7年3月までの国選付添事件の受理件数は合計3,952件である。受理件数は令和4年度以降増加傾向にあり、令和6年度も前年度より8.8%増加した。在宅事件を除く国選付添人の選任率は、終局総人員中9.4%、観護措置人員中74.0%、付添人選任数中75.6%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 少年保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人あり ③	うち国選 付添人あり ④	終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
令和6年	40,078	5,066	4,963	3,750	9.4%	74.0%	75.6%

(注1) ①②は、令和6年司法統計年報を基に作成。③④は、最高裁判所の提供値によるもの

(注2) 国選付添人選任数は、法テラスの国選付添人事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬及び費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人事件については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することになっている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の類型(検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件)に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添人事件についても、国選弁護人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独 （検察官不関与）	審理時間	審理 1 回目	審理 2 回目以降
	～ 45分未満	0 円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方 事務所	令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	622	826	75.3%	617	821	75.2%	656	859	76.4%	668	863	77.4%	664	878	75.6%
函館	50	54	92.6%	49	53	92.5%	51	55	92.7%	50	54	92.6%	48	53	90.6%
旭川	71	79	89.9%	71	79	89.9%	72	79	91.1%	68	78	87.2%	66	78	84.6%
釧路	77	82	93.9%	76	83	91.6%	78	84	92.9%	78	84	92.9%	77	81	95.1%
青森	100	112	89.3%	98	109	89.9%	101	112	90.2%	101	111	91.0%	100	110	90.9%
岩手	97	101	96.0%	96	101	95.0%	98	104	94.2%	104	111	93.7%	101	111	91.0%
宮城	421	483	87.2%	420	479	87.7%	433	494	87.7%	435	496	87.7%	433	494	87.7%
秋田	63	75	84.0%	63	75	84.0%	64	76	84.2%	64	78	82.1%	66	78	84.6%
山形	93	104	89.4%	96	103	93.2%	95	104	91.3%	93	104	89.4%	92	102	90.2%
福島	177	195	90.8%	172	192	89.6%	178	198	89.9%	175	192	91.1%	171	192	89.1%
茨城	274	302	90.7%	267	293	91.1%	262	299	87.6%	274	308	89.0%	270	304	88.8%
栃木	193	227	85.0%	188	229	82.1%	192	232	82.8%	194	234	82.9%	187	233	80.3%
群馬	275	314	87.6%	274	312	87.8%	287	325	88.3%	285	324	88.0%	282	327	86.2%
埼玉	776	926	83.8%	760	918	82.8%	786	957	82.1%	806	980	82.2%	797	1,003	79.5%
千葉	737	842	87.5%	727	831	87.5%	760	867	87.7%	775	876	88.5%	767	910	84.3%
東京	13,250	20,938	63.3%	13,385	20,806	64.3%	13,936	22,119	63.0%	14,131	22,708	62.2%	14,150	23,564	60.0%
神奈川	1,530	1,738	88.0%	1,528	1,723	88.7%	1,579	1,779	88.8%	1,592	1,784	89.2%	1,573	1,803	87.2%
新潟	256	284	90.1%	254	284	89.4%	258	287	89.9%	260	292	89.0%	259	294	88.1%
富山	102	121	84.3%	109	125	87.2%	115	130	88.5%	117	132	88.6%	107	128	83.6%
石川	173	186	93.0%	169	184	91.8%	175	189	92.6%	171	186	91.9%	171	189	90.5%
福井	109	124	87.9%	110	121	90.9%	109	119	91.6%	109	120	90.8%	109	122	89.3%
山梨	120	126	95.2%	120	125	96.0%	121	129	93.8%	121	127	95.3%	119	125	95.2%
長野	237	259	91.5%	236	260	90.8%	243	265	91.7%	242	270	89.6%	244	275	88.7%
岐阜	172	208	82.7%	174	213	81.7%	176	217	81.1%	181	218	83.0%	177	217	81.6%
静岡	439	519	84.6%	445	520	85.6%	456	532	85.7%	465	543	85.6%	464	545	85.1%
愛知	1,727	2,076	83.2%	1,702	2,039	83.5%	1,743	2,099	83.0%	1,767	2,140	82.6%	1,749	2,181	80.2%
三重	164	193	85.0%	163	192	84.9%	163	193	84.5%	167	200	83.5%	161	204	78.9%
滋賀	108	157	68.8%	110	163	67.5%	113	166	68.1%	109	171	63.7%	107	175	61.1%
京都	651	824	79.0%	645	818	78.9%	672	852	78.9%	686	879	78.0%	678	904	75.0%
大阪	3,033	4,790	63.3%	3,087	4,755	64.9%	3,091	4,928	62.7%	3,072	5,007	61.4%	3,010	5,105	59.0%
兵庫	781	999	78.2%	770	983	78.3%	800	1,028	77.8%	811	1,044	77.7%	802	1,057	75.9%
奈良	166	184	90.2%	164	180	91.1%	170	191	89.0%	173	200	86.5%	174	198	87.9%
和歌山	128	146	87.7%	125	144	86.8%	128	150	85.3%	126	149	84.6%	125	147	85.0%
鳥取	64	66	97.0%	66	70	94.3%	69	72	95.8%	71	74	95.9%	71	75	94.7%
島根	73	81	90.1%	74	82	90.2%	72	80	90.0%	69	79	87.3%	70	80	87.5%
岡山	340	407	83.5%	336	402	83.6%	345	412	83.7%	341	402	84.8%	334	396	84.3%
広島	430	613	70.1%	414	609	68.0%	436	629	69.3%	438	631	69.4%	427	626	68.2%
山口	157	182	86.3%	151	177	85.3%	151	179	84.4%	154	186	82.8%	152	185	82.2%
徳島	78	85	91.8%	76	85	89.4%	75	88	85.2%	79	92	85.9%	80	95	84.2%
香川	139	188	73.9%	133	185	71.9%	140	195	71.8%	141	196	71.9%	139	197	70.6%
愛媛	127	163	77.9%	120	159	75.5%	116	161	72.0%	115	160	71.9%	111	159	69.8%
高知	85	91	93.4%	88	94	93.6%	90	97	92.8%	88	92	95.7%	87	93	93.5%
福岡	1,078	1,414	76.2%	1,078	1,410	76.5%	1,132	1,459	77.6%	1,142	1,481	77.1%	1,120	1,496	74.9%
佐賀	97	107	90.7%	94	104	90.4%	97	105	92.4%	102	110	92.7%	100	112	89.3%
長崎	151	163	92.6%	146	158	92.4%	149	157	94.9%	146	157	93.0%	139	156	89.1%
熊本	234	283	82.7%	229	281	81.5%	231	283	81.6%	232	286	81.1%	230	291	79.0%
大分	142	160	88.8%	145	165	87.9%	147	165	89.1%	146	163	89.6%	144	161	89.4%
宮崎	119	138	86.2%	120	143	83.9%	120	144	83.3%	119	144	82.6%	118	143	82.5%
鹿児島	205	219	93.6%	203	219	92.7%	210	229	91.7%	205	225	91.1%	210	231	90.9%
沖縄	206	276	74.6%	207	281	73.7%	217	288	75.3%	216	285	75.8%	217	291	74.6%
合計	30,897	43,230	71.5%	30,950	42,937	72.1%	31,958	44,961	71.1%	32,274	45,826	70.4%	32,049	46,974	68.2%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人	被疑者	被告人
札幌	1,576	1,171	1,365	996	1,565	971	1,695	1,084	1,842	1,211
函館	226	167	256	163	187	102	248	126	200	134
旭川	241	187	268	173	271	138	306	175	290	155
釧路	393	218	382	193	342	181	383	188	382	219
青森	444	272	461	297	419	279	485	306	531	315
岩手	462	294	430	258	406	241	535	296	498	258
宮城	1,300	848	1,313	826	1,400	816	1,485	872	1,502	872
秋田	253	228	210	216	238	172	208	161	239	191
山形	404	270	303	211	255	175	292	188	300	182
福島	840	547	719	509	807	501	825	584	805	664
茨城	1,803	1,128	1,690	1,011	1,770	959	1,908	1,048	2,177	1,219
栃木	1,237	894	1,221	971	1,196	925	1,345	940	1,364	931
群馬	1,735	702	1,444	569	1,552	605	1,787	874	1,870	972
埼玉	4,428	2,289	4,077	1,754	4,049	1,554	4,635	1,840	4,912	2,037
千葉	948	447	872	285	824	319	953	307	1,083	356
千葉	3,178	1,882	2,946	1,928	3,186	1,743	3,673	1,876	3,644	1,928
松戸	786	417	825	478	855	421	867	402	878	349
東京	8,747	7,549	9,005	7,198	9,196	6,876	9,734	7,113	9,955	8,391
多摩	2,508	1,101	2,394	974	2,509	990	2,601	968	2,692	972
神奈川	2,581	1,519	2,488	1,426	2,579	1,507	2,751	1,402	2,848	1,627
川崎	773	342	632	402	572	285	585	318	514	291
小田原	527	292	515	325	489	298	437	360	453	312
新潟	794	632	864	625	933	578	1,110	614	971	608
富山	392	281	429	284	448	259	506	303	458	320
石川	612	411	585	373	525	309	573	345	633	382
福井	450	267	417	225	367	203	407	267	517	293
山梨	457	413	535	412	470	362	457	376	464	504
長野	619	545	584	451	590	431	623	442	590	482
岐阜	999	695	979	643	1,032	512	954	493	1,015	550
静岡	713	351	682	347	706	301	771	331	912	389
浜松	792	325	810	291	743	252	851	342	790	343
沼津	804	430	769	377	770	345	947	407	938	352
愛知	4,515	2,426	4,117	2,186	4,247	2,050	4,552	2,303	4,547	2,384
三河	1,495	753	1,442	707	1,467	692	1,426	740	1,406	631
三重	1,042	762	905	726	808	643	969	561	1,021	600
滋賀	760	551	762	483	859	550	833	502	903	598
京都	1,384	930	1,371	987	1,364	828	1,559	941	1,431	975
大阪	5,318	4,587	4,902	4,242	5,225	4,213	6,017	4,887	6,174	4,792
兵庫	2,085	1,074	1,882	1,033	2,024	982	2,427	990	2,224	1,041
姫路	986	613	926	537	1,048	535	1,086	439	1,141	496
阪神	1,066	549	968	520	1,057	484	998	428	1,180	491
奈良	748	524	676	488	737	447	845	626	823	541
和歌山	515	380	493	362	551	390	598	420	601	448
鳥取	341	195	309	203	291	154	329	228	257	155
島根	299	263	359	284	367	292	341	245	329	227
岡山	1,148	820	1,105	838	1,162	817	1,173	828	1,184	893
広島	1,807	848	1,781	874	1,663	917	1,688	971	1,806	1,242
山口	628	488	588	447	580	410	699	471	599	436
徳島	235	245	231	196	203	162	198	187	200	213
香川	750	641	580	578	580	584	660	604	630	693
愛媛	440	538	419	476	383	381	355	436	434	463
高知	403	358	482	341	484	328	429	318	457	393
福岡	2,784	1,899	2,425	1,648	2,212	1,493	2,629	1,610	2,703	1,638
北九州	1,015	675	961	601	933	522	848	525	857	555
佐賀	463	258	361	233	309	206	429	222	497	244
長崎	492	392	459	329	409	299	464	354	482	378
熊本	653	489	647	492	697	483	775	597	868	596
大分	472	309	420	263	407	264	379	248	382	305
宮崎	446	327	521	364	531	354	678	321	540	326
鹿児島	537	336	476	312	517	327	649	368	626	417
沖縄	1,224	732	1,270	653	1,409	629	1,544	647	1,324	684
合計	76,073	50,076	72,308	46,594	73,775	44,046	80,514	47,365	81,893	50,664

付表 3-3 国選付添人契約弁護士数・契約率の推移（地方事務所別）

(人)

地方 事務所	令和3年4月1日現在			令和4年4月1日現在			令和5年4月1日現在			令和6年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率	契約者数	全弁護士数	契約率
札幌	592	826	71.7%	585	821	71.3%	619	859	72.1%	629	863	72.9%	630	878	71.8%
函館	48	54	88.9%	47	53	88.7%	49	55	89.1%	50	54	92.6%	48	53	90.6%
旭川	66	79	83.5%	66	79	83.5%	67	79	84.8%	63	78	80.8%	61	78	78.2%
釧路	68	82	82.9%	68	83	81.9%	71	84	84.5%	71	84	84.5%	70	81	86.4%
青森	85	112	75.9%	83	109	76.1%	86	112	76.8%	86	111	77.5%	86	110	78.2%
岩手	76	101	75.2%	76	101	75.2%	79	104	76.0%	82	111	73.9%	83	111	74.8%
宮城	346	483	71.6%	342	479	71.4%	358	494	72.5%	361	496	72.8%	363	494	73.5%
秋田	56	75	74.7%	56	75	74.7%	56	76	73.7%	56	78	71.8%	57	78	73.1%
山形	84	104	80.8%	86	103	83.5%	88	104	84.6%	85	104	81.7%	84	102	82.4%
福島	150	195	76.9%	148	192	77.1%	152	198	76.8%	150	192	78.1%	147	192	76.6%
茨城	216	302	71.5%	215	293	73.4%	217	299	72.6%	225	308	73.1%	223	304	73.4%
栃木	147	227	64.8%	144	229	62.9%	144	232	62.1%	148	234	63.2%	144	233	61.8%
群馬	220	314	70.1%	218	312	69.9%	229	325	70.5%	229	324	70.7%	228	327	69.7%
埼玉	532	926	57.5%	529	918	57.6%	557	957	58.2%	574	980	58.6%	569	1,003	56.7%
千葉	546	842	64.8%	539	831	64.9%	568	867	65.5%	577	876	65.9%	566	910	62.2%
東京	3,121	20,938	14.9%	3,179	20,806	15.3%	3,218	22,119	14.5%	3,269	22,708	14.4%	3,273	23,564	13.9%
神奈川	1,075	1,738	61.9%	1,071	1,723	62.2%	1,102	1,779	61.9%	1,097	1,784	61.5%	1,088	1,803	60.3%
新潟	183	284	64.4%	183	284	64.4%	185	287	64.5%	186	292	63.7%	184	294	62.6%
富山	85	121	70.2%	92	125	73.6%	92	130	70.8%	94	132	71.2%	87	128	68.0%
石川	136	186	73.1%	133	184	72.3%	134	189	70.9%	131	186	70.4%	132	189	69.8%
福井	100	124	80.6%	101	121	83.5%	101	119	84.9%	102	120	85.0%	103	122	84.4%
山梨	97	126	77.0%	98	125	78.4%	98	129	76.0%	97	127	76.4%	96	125	76.8%
長野	188	259	72.6%	188	260	72.3%	193	265	72.8%	195	270	72.2%	195	275	70.9%
岐阜	136	208	65.4%	137	213	64.3%	140	217	64.5%	144	218	66.1%	140	217	64.5%
静岡	355	519	68.4%	359	520	69.0%	371	532	69.7%	377	543	69.4%	374	545	68.6%
愛知	1,037	2,076	50.0%	1,021	2,039	50.1%	1,072	2,099	51.1%	1,101	2,140	51.4%	1,087	2,181	49.8%
三重	110	193	57.0%	112	192	58.3%	112	193	58.0%	118	200	59.0%	116	204	56.9%
滋賀	106	157	67.5%	108	163	66.3%	111	166	66.9%	107	171	62.6%	106	175	60.6%
京都	421	824	51.1%	417	818	51.0%	431	852	50.6%	443	879	50.4%	442	904	48.9%
大阪	1,651	4,790	34.5%	1,686	4,755	35.5%	1,712	4,928	34.7%	1,703	5,007	34.0%	1,660	5,105	32.5%
兵庫	636	999	63.7%	630	983	64.1%	654	1,028	63.6%	669	1,044	64.1%	658	1,057	62.3%
奈良	137	184	74.5%	135	180	75.0%	142	191	74.3%	145	200	72.5%	144	198	72.7%
和歌山	98	146	67.1%	95	144	66.0%	97	150	64.7%	92	149	61.7%	93	147	63.3%
鳥取	57	66	86.4%	60	70	85.7%	62	72	86.1%	65	74	87.8%	65	75	86.7%
島根	63	81	77.8%	64	82	78.0%	63	80	78.8%	60	79	75.9%	61	80	76.3%
岡山	275	407	67.6%	273	402	67.9%	281	412	68.2%	275	402	68.4%	269	396	67.9%
広島	338	613	55.1%	331	609	54.4%	353	629	56.1%	357	631	56.6%	351	626	56.1%
山口	139	182	76.4%	132	177	74.6%	133	179	74.3%	137	186	73.7%	134	185	72.4%
徳島	78	85	91.8%	76	85	89.4%	75	88	85.2%	79	92	85.9%	80	95	84.2%
香川	110	188	58.5%	104	185	56.2%	110	195	56.4%	113	196	57.7%	113	197	57.4%
愛媛	95	163	58.3%	92	159	57.9%	89	161	55.3%	89	160	55.6%	86	159	54.1%
高知	73	91	80.2%	75	94	79.8%	77	97	79.4%	77	92	83.7%	76	93	81.7%
福岡	802	1,414	56.7%	811	1,410	57.5%	846	1,459	58.0%	836	1,481	56.4%	823	1,496	55.0%
佐賀	91	107	85.0%	87	104	83.7%	90	105	85.7%	95	110	86.4%	93	112	83.0%
長崎	141	163	86.5%	137	158	86.7%	141	157	89.8%	139	157	88.5%	131	156	84.0%
熊本	189	283	66.8%	183	281	65.1%	185	283	65.4%	186	286	65.0%	184	291	63.2%
大分	109	160	68.1%	112	165	67.9%	114	165	69.1%	113	163	69.3%	112	161	69.6%
宮崎	111	138	80.4%	112	143	78.3%	110	144	76.4%	109	144	75.7%	106	143	74.1%
鹿児島	151	219	68.9%	151	219	68.9%	152	229	66.4%	149	225	66.2%	155	231	67.1%
沖縄	160	276	58.0%	162	281	57.7%	167	288	58.0%	165	285	57.9%	172	291	59.1%
合計	15,886	43,230	36.7%	15,909	42,937	37.1%	16,353	44,961	36.4%	16,500	45,826	36.0%	16,348	46,974	34.8%

(注) 契約弁護士数には、常勤弁護士を含む。

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

(件)

地方事務所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
札幌	44	45	59	85	82
函館	7	10	14	22	13
旭川	8	3	11	16	14
釧路	5	8	6	14	29
青森	12	10	14	15	12
岩手	17	8	7	15	10
宮城	26	35	31	42	34
秋田	5	3	5	9	6
山形	9	13	9	12	9
福島	16	17	17	15	25
茨城	68	58	49	63	95
栃木	43	25	32	65	58
群馬	37	31	68	68	81
埼玉	136	93	137	187	200
川越	23	43	35	32	73
千葉	112	101	155	136	163
松戸	26	26	41	32	34
東京	187	219	181	213	252
多摩	121	116	102	142	143
神奈川	168	158	169	212	219
川崎	46	35	50	42	41
小田原	37	48	49	42	52
新潟	24	10	21	42	27
富山	13	11	9	23	19
石川	12	12	16	22	17
福井	4	11	15	24	27
山梨	25	19	24	17	23
長野	29	17	23	28	34
岐阜	30	26	35	32	64
静岡	13	12	18	35	24
浜松	21	21	38	45	31
沼津	22	26	21	26	28
愛知	147	124	178	195	272
三河	66	58	57	57	86
三重	39	29	23	40	43
滋賀	34	33	52	73	65
京都	89	58	65	87	84
大阪	398	298	390	475	469
兵庫	96	72	78	111	132
姫路	64	55	40	55	34
阪神	59	46	44	46	48
奈良	21	11	28	36	42
和歌山	17	32	34	36	29
鳥取	12	13	13	7	10
島根	11	4	7	5	5
岡山	37	44	53	63	48
広島	55	54	50	88	94
山口	20	21	15	15	22
徳島	14	7	7	9	17
香川	32	26	29	50	35
愛媛	18	19	26	26	14
高知	17	22	19	13	11
福岡	98	79	103	109	115
北九州	52	63	29	52	39
佐賀	13	8	13	5	22
長崎	10	24	9	23	30
熊本	27	24	39	25	54
大分	21	4	8	8	24
宮崎	30	14	32	30	27
鹿児島	38	22	15	31	42
沖縄	60	70	79	88	100
合計	2,941	2,604	2,996	3,631	3,952